

第3回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

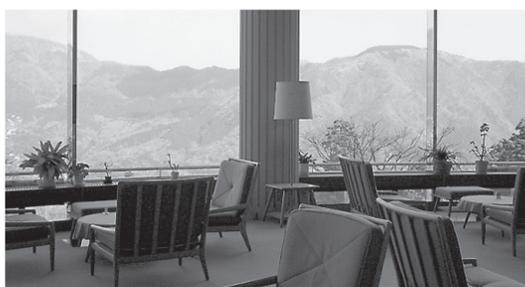
◆三鷹市子ども・子育て会議条例

いきいき子どもが輝く子ども・子育て支援のまちづくりを推進するため、子ども・子育て支援法第77条に基づき、三鷹市子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。会議は、委員22人以内をもって組織するとともに、委員は、子ども・子育て支援に關して学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱するものです。

◆三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

東京外郭環状道路の(仮称)中央ジャンクション地域の準備工事が着手されることに伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に用地を返還する必要があるため、対象区域内にある北野ひがし児童遊園を廃止するものです。

費用に加えて、今後は施設全体の老朽化に伴う多額の改修工事費も必要であることなどから、同施設の指定管理者制度による指定期間が満了する今年度末をもって廃止するものです。



今年度末をもって廃止される箱根みたか荘

補正予算

◆平成25年度三鷹市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千430万2千円を追加し、総額を6億1千77万6千円とする。また、債務負担行為の補正を行うもの。

補正の内容は、歳出予算において、総務費では、文化人顕彰事業費の増額10万円です。これは、中田喜直生誕90周年に当たり、都立井の頭恩賜公園内に歌碑を建立するための経費の増額です。民生費では、1点目は、障がい児通所支援給付事業費5千22万2千円の増

額です。これは、児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援の利用者の大幅な増によるものです。2点目は、子ども・子育て会議関係費57万円の計上です。これは、三鷹市子ども・子育て会議委員報酬を計上するものです。歳入予算では、国庫支出金で、障害児通所支援給付費負担金を2千344万4千円増額します。また、都支出金で、障害児通所支援給付費負担金を1千12万2千円増額するとともに、新たに、重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金を、334万3千円計上します。これらは、障がい児通所支援給付事業費の財源とします。次に、総務費寄附金を10万円増額し、文化人顕彰事業費の財源とします。このほか、繰入金において、介護保険事業特別会計繰入金を30万3千円増額するとともに、繰越金において、前年度繰越金を80万円増額します。

◆平成24年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
◆平成24年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成24年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成24年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成24年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算

その他

◆東京たま広域資源循環組合規約の変更について

危機管理体制の強化と業務効率の向上を図るため、東京たま広域資源循環組合の府中事務所を廃止し、東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地にある処分場管理センター事務所に統合するものです。

議員提出議案

意見書

◆若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求めよう
ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けなければならぬ若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたる。年々深

刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。よって、本市議会は、政府に対し、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができない社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、次の事項について適切に対策を講ずるよう強く求める。

1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる、いわゆる「ブラック企業」等に対して、違法の疑いがある場合等、企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めること。また、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

◆東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書
福島原発事故から2年半が過ぎたが、事故は収束の見通しが立たず、高濃度の大量の汚染水の海への流出も続いている。事故により住まいと仕事となりわいの失い、故郷を追われた人々の苦難は、まだ解決のめどが立っていない。多くの被害者は、わずかな生活再建支援金や東電に対して行った損害賠償の仮払いなどに頼って暮らして成り立たせてきたが、その損害賠償の時効の時期が、早くも2014年3月にやってくる。原発事故の後の混乱、また損害賠償手続の煩雑さなどによって、これまでに賠償手続に着手できなかったのは、多くの被害者のうちのごくわずかな者にどまっっている。そもそも被害の実態すらまだ明確にはなっていない。汚染水問題が示すように被害はさらに拡大することが懸念されている以上、損害賠償の請求はむしろこのころの問題となる。こうした中で、民法が規定する3年の時効をそのままに適用すれば、2014年3月に向けて原子力損害賠償紛争解決センターや裁判所の事務的処理能力を超える賠償請求が殺到するか、もしくは大きな被害をこうむっているにもかかわらず賠償請求に間に合わない大量の被害者を取り残すことにならざるを得ない。さきの通常国会で時効を

中断する法律が成立したと伝えられているが、その法での時効中断は、和解仲介手続への申し立てを行った者で、その仲介が決裂して1カ月以内に訴訟を提起した者のみという厳しい要件が課せられている。今回の原発事故は、収束にどれくらいの年月を要するか定かでない未曾有の大事故である。その事故には何の責任もない何十万人、何百万人という人々が、長期にわたって困難な生活を強いられようとしている。そうした人々の賠償請求が来年3月以降は門前払いになってしまおうという不合理は、何としても避けなければならない。そのためにも、民法の消滅時効の期間延長、そして事故後の一定期間後に明らかになった損害については、その時点の時効期間の起算時期とするなどの立法措置が必要とされている。本市にも福島県から避難してきた人、家族・親族が被害を受けた者が多数いる。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次の内容を含む特別措置法の制定を強く求めるものである。
1 原発事故による被害の賠償請求権の行使について3年間の消滅時効を適用しないこと。
2 事故時から20年間の除斥期間(権利行使ができない期間)を適用しないこと。
3 全ての被害者が過度の負担なく損害賠償請求できる十分な権利行使期間を定めること。